

## 浪江町農業委員会総会議事録 (令和7年9月定例会)

1 開催日時 令和7年9月22日（月）午後1時30分から午後2時23分

2 開催場所 浪江町役場 大会議室

3 出席委員（10人）欠席委員（2人）

会長	4番	菅野 富美恵	（出）
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	（出）
委員	2番	松田 孝司	（出）
	3番	岡 高志	（欠）
	5番	中野 弘寿	（出）
	6番	小澤 英之	（出）
	7番	高野 順	（出）
	8番	加藤 修	（欠）
	9番	川島 優	（出）
	10番	柴野 正男	（出）
	11番	武藤 栄治	（出）
	12番	三瓶 徳久	（出）

4 出席農地利用最適化推進委員 出席委員（14人）欠席委員（6人）

浪江地区担当	畠山 行男	（出）	大堀地区担当	山田 勝広	（出）
浪江地区担当	佐川 洋一	（欠）	大堀地区担当	半谷 祥一	（欠）
浪江地区担当	緒形 亘	（欠）	苅野地区担当	藤田 一宏	（出）
幾世橋地区担当	鎌田 光男	（出）	苅野地区担当	高野 諭吉	（出）
幾世橋地区担当	廣内 忍	（出）	苅野地区担当	吉田 あや子	（出）
幾世橋地区担当	安部 正之	（欠）	苅野地区担当	松本 善郎	（出）
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	（出）	苅野地区担当	笠井 宏光	（出）
請戸地区担当	脇坂 薫	（出）	津島地区担当	今野 勝彦	（出）
請戸地区担当	荒川 勝己	（欠）	津島地区担当	木幡 一郎	（出）
大堀地区担当	遠藤 定郎	（出）	津島地区担当	三瓶 賢信	（欠）

### 5 議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件（所有権移転）	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件（賃借権設定）	1件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件（賃借権設定）	1件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件（使用貸借権設定）	1件
議案第5号	「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について	
議案第6号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について	
議案第7号	浪江町農地利用最適化推進委員の辞任について	

### 6 事務局職員

事務局長	大浦 龍爾
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	三浦 久幸
事務局員	紺野 ゆかり

議長 それでは、只今より 9 月定例会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は 10 名でございます。また、推進委員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 5 番中野委員および 11 番武藤委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1 番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。

(○○委員退席)

再開いたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
議案書の 2 ページをご覧ください。  
(議案書 2 ページ 読み上げ)  
説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

山田推進委員 大堀地区担当の山田です。  
9 月 12 日譲渡人○○さん、譲受人○○さんに電話で聞き取り調査を行いました。譲渡人は、高齢のため農地の管理が難しく、息子に贈与し管理してもらいたいとのことです。ご審議よろしくお願ひします。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 1 号に賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手多数)  
賛成多数と認めます。よって議案第 1 号に原案のとおり承認を与えます。

ここで○○委員の入室を認めます。暫時休議いたします。  
(○○委員入室)

つづきまして、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
議案書の2ページをご覧ください。  
(議案書2ページ 読み上げ)  
説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

笠井推進委員 莢野地区担当の笠井です。  
譲渡人○○さんに9月16日に電話で聞き取り調査を行いました。  
母親から○○さんに所有権が移転されましたが、農業ができなくなり  
妹の○○さんに相談したところ、所有権移転をすることになりました。  
9月17日譲受人○○さんの自宅を訪問して、聞き取り調査を行いました。  
現在立野にある実家に住んでいらっしゃいます。兄から土地の相  
談があり、申し出に同意することにしました。また、震災前は請戸地区  
で農業をしていたので、立野地区でも経営規模を拡大して農業を行  
っていきたいそうです。以上です。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。

それでは採決に入れます。採決は挙手により行います。

議案第1号2番に賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手多数)  
賛成多数と認めます。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与  
えます。

つづきまして、  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 賃  
借権設定について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
議案書の23ページをご覧ください。

(議案書 23 ページ 読み上げ)

被設定人は農地所有適格法人以外の法人であり、農地法第3条第2項第2号により、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合は、許可することができないとされておりますが、同項のただし書により、政令で定める相当な事由があるときは、この限りではありません。

政令で定める相当な事由として、農地法施行令第2条第1項第1号イには、権利を取得しようとする者が法人であって、農地がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われていると認められることと規定されております。

本案件は、鳥獣被害対策技術の試験研究のために賃借権の設定を申請しているものであり、農地法第3条第2項ただし書の「政令に定める相当な事由があるとき」に該当すると考えられます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

松本推進委員 酒田・西台・藤橋担当の松本です。

○○さんとは、9月15日に直接会って、聞き取り調査を行いました。浪江支所の代表○○さんから藤橋・大坪の山間で現在作付けをしていない畑を借りて試験研究をしたいという趣旨の電話があり、承諾したそうです。

9月17日には、○○○浪江支所の代表○○さんと電話で聞き取り調査を行いました。山間で今も作付けされていない畑に、事務所が作物を作ることによって、どのような動物が害を与えるか調査をしたいという連絡をし、同意を得られたそうです。多くのものを作るわけではなく、害を与える動物の種類、防護するための対策を調査して行きたいそうです。契約期間は約2年半で、鳥獣被害対策技術の研究を進めたいということですので、審議の程よろしくお願いします。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

武藤委員 はい。(挙手)

議長 11番 武藤委員。

武藤委員 どういう会社なのか事務局からもう一度詳しく教えてください。

議長 申請している会社について、詳細を事務局からお願いします。

- 事務局 事務局より回答いたします。本社は、東京都八王子市にありますが、浪江支所がございまして、害獣からの防護、頭数の調査、動物の保護管理をする事業をしています。町外でも県の委託を受けて、害獣調査を行っており、事務局としては、問題のあるところとは考えておりません。以上です。
- 武藤委員 はい 武藤です。
- 議長 武藤委員。
- 武藤委員 町で業務委託した会社なんですか。
- 議長 事務局からの説明をお願いします。
- 事務局 地権者と事務所で防除柵等の実証試験をするために場所を選定し、直接契約をしています。
- 議長 武藤委員、よろしいでしょうか。
- 武藤委員 はい。(承諾)
- 議長 その他、質疑ございませんか。
- 小澤委員 はい。(挙手)
- 議長 6番委員。
- 小澤委員 議案書27ページなんですが、作付面積が消されていますが、全部使うという考え方ではないのですか。どういう意味でしょうか。トラクター・管理機の台数、所持の記載がなく、予定なのか、資料として抜けているのか確認をお願いします。
- 柴野委員 はい。(挙手)
- 議長 10番。
- 柴野委員 農作業に従事する者、常時雇用している労働力も人数を消してあるので確認をお願いします。
- 議長 作付面積、農機具等の有無、農作業に従事する者について、3つのご質問がありました。松本推進委員は何かお聞きでしょうか。
- 松本推進委員 確実な話ではありませんが、時期が来たら〇〇さんが耕うん、除草するのではないかと思われます。

議長 事務局お願いします。

事務局 事務局よりご説明申し上げます。今申請は、法人による試験研究、農事指導等に該当するため全てを効率的に利用して耕作する全部効率利用要件の例外に該当するので、面積、機械、人員についても指導して記載の修正を事務局からお願いしたところでございます。よろしいでしょうか。

議長 小澤委員、柴野委員よろしいでしょうか。

小澤委員 はい。(承諾)

柴野委員

議長 その他、質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第2号に賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手多数)  
賛成多数と認めます。よって議案第2号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。  
暫時休議いたします。  
(○○委員退席)  
再開いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

議案書の34ページをご覧ください。  
(議案書34ページ 読み上げ)

議案書の42ページ、43ページをご覧ください。申請地の位置は、位置図、案内図のとおりです。  
農地法第7版の26ページ、27ページをご覧ください。

農地の種類は、農用地区域内農地に該当します。農用地区域内農地は、原則転用が不許可となっておりますが、3年以内の一時転用となっておりますので、不許可の例外に該当するため、立地基準は問題ありません。

議案書の37ページをご覧ください。転用の期間について、中段に記載のとおり、許可日から3か月間の計画となっております。

一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がないと考えられます。

一時転用の場合、地域計画を変更する必要はありませんので、地域計画の達成に支障ありません。

議案書の45ページをご覧ください。大型土のう置き場、作業通路として利用する計画となっております。

47ページをご覧ください。申請地が土地改良区の地区内にあるため、請戸川土地改良区の同意書が提出されております。

本案件は、3,000m<sup>2</sup>以下の一時転用の事案ですので、当委員会が許可権者となっております。

なお、現地調査の写真につきましては、【追加資料①】をご覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員 荏野地区担当の吉田です。  
設定人○○さんとは、9月17日電話で確認を取ることができました。  
申請地は、休耕しているので特別何もないとのことでした。  
被設定人○○○担当○○さんには、9月17日現地調査の際、お会いして確認することができました。申請書の通り、町発注の八竜内第1ため池環境保全整備工事において、掘削除去作業で発生する土を大型土のうに充填し、その後環境省が搬出を行うまでの仮置き場となります。  
申請地が、大型土のうの保管、運搬に適していることから選定したことです。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

高野委員 同じく9月17日現地調査をさせて頂きました。残念なことですが、ため池の放射性物質の再除染をするための事業になるようです。適正に管理されるということ、作業終了の際には、農地を耕うんして返還されるということですので、問題はないかと思われます。以上です。

議長 事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入れます。採決は挙手により行います。

議案第3号に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第3号に原案のとおり承認を与えます。

ここで○○委員の入室を認めます。暫時休憩いたします。

(○○委員入室)

つづきまして、

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案書の49ページをご覧ください。

(議案書49ページ 読み上げ)

議案書の57ページ、58ページ、59ページをご覧ください。申請地の位置は、位置図、案内図のとおりです。

農地法第7版の26ページ、27ページをご覧ください。

農地の種類は、農用地区域内農地に該当します。農用地区域内農地は、原則転用が不許可となっておりますが、3年以内の一時転用となっておりますので、不許可の例外に該当するため、立地基準は問題ありません。

議案書の52ページをご覧ください。転用の期間について、中段に記載のとおり、許可日から7か月間の計画となっております。

一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がないと考えられます。

一時転用の場合、地域計画を変更する必要はありませんので、地域計画の達成に支障ありません。

議案書の61ページ、62ページをご覧ください。資材置き場、作業ヤードとして利用する計画となっております。

64ページをご覧ください。申請地が土地改良区の地区内にあるため、請戸川土地改良区の同意書が提出されております。

本案件は、3,000m<sup>2</sup>以下の一時転用の事案ですので、当委員会が許可権者となっております。

なお、現地調査の写真につきましては、【追加資料①】をご覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

脇坂推進委員

請戸地区担当の脇坂です。9月17日に現地調査を行いまして、9月18日に被設定人○○○担当の○○さんに電話で確認を致しました。この事業は、町発注のふくしま森林再生事業(請戸・両竹地区)で、現場付

近の申請地が、原木の搬出、仮置場として適切な位置であるので使用したいとのことです。

設定人〇〇さんには、何度か連絡を入れましたが連絡が取れず、9月21日〇〇〇の〇〇さんに確認しましたところ、〇〇さんには町発注事業であるので了承してもらい借地契約を行ったそうです。以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

高野委員 同じく9月17日現地調査をして参りました。森林再生ということで、22.78haと広い面積の間伐作業を行い、間伐材を置いて積み込みをするので7ヶ月の期間利用したいと聞きました。また、耕うんをして返却するということですので、問題ないと確認してきました。以上です。

議長 事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入れます。採決は挙手により行います。

議案第4号に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第4号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第5号 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

議案書の66ページをご覧ください。

(議案書66ページ 読み上げ)

福島県農業会議より「本県農業の発展に向けた要請（検討素案）」を基に、内容の修正や追記すべき事項等について、農業委員会総会での検討依頼があったものです。

8月定例会のその他報告・協議事項にて、事前に回答書による意見のご提出をお願いしておりましたが、事務局まで回答書のご提出がありませんでしたので、当委員会からは意見なしと回答したいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入れます。採決は挙手により行います。

議案第 5 号に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第 5 号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 6 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

議案書の 77 ページをご覧ください。

(議案書 77 ページ 読み上げ)

今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しております。行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

農業委員会の社会的役割の重大さを再認識し、同種の事案が発生しないよう、毎年、農業委員会総会等において「農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取り組みの徹底」を実施するよう、全国農業会議所及び福島県農業会議より依頼されております。

78 ページをご覧ください。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）を読み上げさせていただきます。

(議案書 78 ページ 読み上げ)

また、次年度以降も毎年、法令遵守の申し合わせを決議し、今後、法令遵守、綱紀保持の取り組み徹底のため、研修会等を実施したいと考えております。

なお、法令遵守、綱紀保持の徹底の一環として、今後、パンフレット等の配布物以外の定例会資料につきましては、原則回収とさせていただきます。

過去、お持ち帰りされている定例会資料につきましては、事務局にお持ち込みいただければ、機密文書としての廃棄が可能です。ご自身で処分される場合には、シュレッター等を使用し、適切に廃棄いただくようお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

- 議長 事務局の説明が終了いたしました。
- これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 鈴木委員 はい。（挙手）
- 議長 1番 鈴木委員。
- 鈴木委員 決議（案）の内容に問題はないのですが、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議というものの自体が、農業委員会の法令遵守なのか、農業委員会の委員または推進委員の法令遵守の申し合わせ決議のかはっきりしていない。依頼の趣旨は、委員、個人それぞれについて法令遵守してくださいとなっていると思うが、記2番で研修等を実施することとなると農業委員会の組織としてかと思うので、検討し直した方がよいのではないか。
- 議長 議案書78ページの農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、主体は農業委員、推進委員でよいか事務局に説明を求めます。
- 事務局 タイトルからも農業委員会の法令遵守と考えています。その中で農業委員会の構成員である農業委員、農地利用最適化推進委員にも自覚をもって法令遵守にご協力賜りたいと考えています。
- 事務局 主述がはっきりしないというご指摘の通りだと思います。締め切りが9月30日までなので、農業委員会としての申し合わせとなるように主述をはっきりさせたものに直し、専決の形で次月に示すようにしてもよいか諮りたいと思います。
- 小澤委員 はい。（挙手）
- 議長 6番委員。
- 小澤委員 記の下の部分は、農業委員会としての内容に合致しているので、記の前段の部分も事務局の説明の通り農業委員会のものであると理解しています。私自身としては特に修正が必要ではないと思いますが、「私たち」の辺りを文言修正すればよいのではないか。
- 議長 締め切りが9月30日なので専決で決議することに問題はないと考えますが、現段階で具体的な修正案はありますか。
- 事務局 即答は難しいですが、趣旨を踏まえた内容に、農業委員会に対して言及している文章に修正したいと思います。実際に農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にコンプライアンスを遵守して頂きたいというのが求められていることかと思います。

- 事務局 休議お願いします。
- 議長 暫時休議いたします。  
(議決案の作成経緯について説明)
- 議長 再開いたします。
- 鈴木委員 次回、報告を受けることで承諾
- 議長 その他、質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。
- 議案第 6 号に賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手多数)  
賛成多数と認めます。よって議案第 6 号に原案のとおり承認を与えます。
- つづきまして、  
議案第 7 号 浪江町農地利用最適化推進委員の辞任 について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明いたします。
- 議案書の 79 ページをご覧ください。  
(議案書 79 ページ 読み上げ)
- なお、農地利用最適化推進委員の補充につきましては、地元区長会長に打診したところ、補充する旨ご意見ありましたので、本案件に同意いただけました後、募集の準備を進めさせていただければと考えております。
- 説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明が終了いたしました。
- これより質疑に入れます。質疑ございませんか。
- 小澤委員 はい。(挙手)
- 議長 6 番。
- 小澤委員 法律第 23 条に正当な事由があるときはとあるのですが、事由の説明をお願いします。

- 議長 事務局より追加の説明をお願いします。
- 事務局 本人から健康上の理由により推進委員の活動が続けられないと辞任願いが出されています。
- 小澤委員 分かりました。
- 議長 その他、質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。
- 議案第 7 号に賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手多数)  
賛成多数と認めます。よって議案第 7 号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 7 年 9 月 22 日  
開始時刻 午後 1 時 30 分  
終了時刻 午後 2 時 23 分

議 長

議事録署名人 (5 番)

議事録署名人 (11 番)